

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】

5

- 北九州広域都市計画道路事業の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課】

10

- 北九州広域都市計画道路事業の変更認可の告示（3件）【建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課】

11

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】

14

北九州市告示第 2 4 6 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 9 台	令和 2 年 4 月 6 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番
	6 台	令和 2 年 4 月 9 日	青葉自転車保管所

J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 2 年 4 月 2 1 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 2 年 4 月 1 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 2 年 4 月 7 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 1 0 日	
	1 1 台	令和 2 年 4 月 1 4 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 1 7 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 2 0 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 2 7 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 4 月 3 0 日	
	5 台	令和 2 年 4 月 3 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 1 5 日	
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 2 年 4 月 2 8 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	令和 2 年 4 月 3 日	
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 4 月 1 7 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 6 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 1 7 日	

J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 4 月 1 6 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 4 月 1 4 日	築地自転車保管所
	1 台	令和 2 年 4 月 2 1 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 2 3 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 3 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 4 月 8 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 2 年 4 月 2 0 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	7 台	令和 2 年 4 月 9 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 2 年 4 月 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 4 月 1 3 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 4 月 1 0 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 1 5 日	
	2 台	令和 2 年 4 月 2 3 日	
	1 台	令和 2 年 4 月 3 0 日	

北九州市公告第347号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

プラスチック製容器包装収集用指定袋 490万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和2年11月30日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 最初の契約に係る入札公告日 令和元年11月8日

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれと同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が98万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年6月2日（日曜日及び土曜日を除く。）までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年6月10日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年6月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年6月18日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
 - Purchase of Clear plastic bag for plastic containers and packages
 - Quantity: 4,900,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
 - For tenders via the electronic bidding system :
2:00p.m., June 18, 2020
 - For tenders submitted by mail :
5:00p.m., June 17, 2020
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第349号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課において公衆の縦覧に供する。

令和2年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

7・7・44－52号 JR九州筑豊本線側道2号線

7・7・44－53号 JR九州筑豊本線側道3号線

3・4・44－198号 日吉台光明線（折尾五丁目工区）

北九州市公告第 3 5 0 号

北九州広域都市計画道路事業の変更認可の告示（令和 2 年福岡県告示第 3 1 6 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画事業の種類

北九州広域都市計画道路事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
7・7・44－52号JR九州筑豊 本線側道2号線	北九州市八幡西区折尾四丁目から 堀川町まで

3 施行者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

なお、事業地の詳細については、本事業に係る図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 3 5 1 号

北九州広域都市計画道路事業の変更認可の告示（令和 2 年福岡県告示第 3 1 7 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画事業の種類

北九州広域都市計画道路事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
7・7・44－53号 J R 九州筑豊 本線側道 3 号線	北九州市八幡西区堀川町から折尾 五丁目まで

3 施行者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

なお、事業地の詳細については、本事業に係る図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 3 5 2 号

北九州広域都市計画道路事業の変更認可の告示（令和 2 年福岡県告示第 3 1 8 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
北九州広域都市計画道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）	北九州市八幡西区折尾四丁目から折尾五丁目まで

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号
なお、事業地の詳細については、本事業に係る図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 3 5 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）